

件名 「R P S 法の利用目標に関する意見」

1 . 氏名 中川修治

3 . 職業 / 所属団体 団体職員 / 「太陽光・風力発電トラスト」

4 . 御意見の概要 (8 0 字以内厳守)

利用目標量が低すぎる。特に太陽光発電に関しては、電力の余剰電力購入量は基本とすべきではない。支援制度の変更も考慮した数字で考えるべきである。

5 . 御意見及び理由 (本文)

> ・太陽光

- > 2 0 0 0 年度までの売電電力量実績は、電力会社別の余剰電力購入量を用い計算。
- > 2 0 1 0 年度の予測売電量については、今後の住宅建設見通しなどをもとに試算。
- > (住宅の導入率見込みにより 2 つのケースを試算。)

上記が供給ポテンシャル試算とされているが、これは供給ポテンシャルではなく、現状の支援制度の限界であると理解すべきである。

太陽光発電に関しての限界供給量のポテンシャルは設置可能面積とそこに投入される資金量で決まる。そして、年度ごとのメーカーの設備生産能力はその市場予測量で決まるだろう。

そして現時点での日本の設置時購入補助金による支援制度はそれを十分に生かしきっていないということ は明らかで、それは制度上の不備に拠るものだといえる。これは昨年度の補助金予算が 9 0 億円も余ったこと、さらに本年度も同様に余ることから議論の余地は無い。

何故に補助金が余ったのか？その理由は太陽光発電に設置者が自己資金を投入するにしても先に設置すればコスト的に遅く設置するものよりもリターンが少なくは回収に時間が掛かると言うことから設置を見合わせているに過ぎない。

投資資金が設置者に無い訳ではない。それは眠っているに過ぎない。銀行に、郵便貯金に、またたんす預金に・・・。そうした資金を正しく使われるようにすることが政策であって、人々の善意を当てにして資金を有効に使うと言う発想を持たないが故に予算が余ることになるのである。

先行設置者がコスト的にどれほど後から設置したものよりも経済的に不利な状況にあるかはここ数年の価格の推移と補助金の関係を見れば明らかになる。

(<http://www.watsystems.net/%7Etrust/hojyokin2002matome.html> 参照)

1 9 9 4 年度設置者 5 K w システム 9 0 0 万円 (半額補助 4 5 0 万円) で設置者負担は 4 5 0 万円であった。昨年度は 5 K w システム 3 5 0 万円 (補助金 6 0 万円) 設置者負担 2 9 0 万円である。そしてここから電力に売電して得られる金額は同じである。

既に設置者負担の公平性の面から見れば補助金を出す利理由は全く無くなっている。しかし昨年度は 3 5 0 億円、今年度も殆ど同額の予算が組まれている。現在の電気料金計算では 1 5 年ほどで投入資金は回収され得るように見える、が、この前提となる電力の買い取り価格の保証は無い。これを担保する措置を講じなければ長期的な投資資金は流れ込まない。

こうしたものに資金を投入するほど国民はお人好しではないということだ。一方、設置時補助金制度から全面的に買い取り価格支持制度へのスキームの変更を行ったドイツの場合、その制度導入の前年から一挙に6倍の設置実績をあげている。

要するに環境に良いことをするなら損をしなさいと言うスキームでは誰もそこには自己資金を投入はしないのである。そうした失敗した支援制度による普及量の実績を元に計算した導入見込み数字は説得力を持たないと言うことは明らかである。

R P S 制度でもって支援を行うと言うならば、実質、先行設置者と今後の設置者の不公正さがなくなるように年度毎の設置者の実質負担を元に計算しなおした発電原価を保証するような制度設計を行うべきである。

正しく、公平で公正な制度を作れば社会の資金は自然エネルギーの変換装置である太陽光発電設備、風力発電機、小水力発電設備、バイオマス変換機器へと姿を変え自然の恵みを電気エネルギーに変えて人々に届けることが出来るようになるだろう。しかし、今回の制度では十分にその効果も得られないだろう。

また、現状で価格優位性を持つ化石燃料系の発電設備にたいして、将来において分散型の電源が主流となった場合、既存大電力企業の持つ電力生産設備の発電量の占める割合が相対的な低下する。この場合、電力企業にのみ R P S 制度での購入責任の適用を行えば、当然、自家発電設備（化石燃料系）のものはフリーライダー状態となり公平性を欠くことになる。こうした場合の制度設計をどうするかも当然、考えておくべき事項である。すべての発電設備所有者に適用されるものでなければ公平でも公正でもないことは明らかである。

今回、R P S 制度を導入することの目的が、自然エネルギーが適正なコストで且つ、一般に普及することであるならば、常に化石燃料よりも優位になる条件整備をすべきである。

それは導入目標値を設定することではなく、設備への投資誘因を含むように制度をデザインするのが妥当だろう。如何に有効に社会の資金を設備投資に振り向けるかが問われているのである。再考すべきである。

自然エネルギーを本当に普及させたいのであれば、そこへ投資することが利益を生むように制度をデザインすることである。そして、機器の供給時においてマーケットメカニズムが働くようにすることである。

また、系統負担の問題であるが、総ての自然エネルギー設備が社会の電力生産設備 = エネルギー供給のインフラとなるのだと基本認識に立って考え、垂直統合的な供給網ではなく、ウェッジ状の供給網を構想し、分散型でリスクも分散される系統を構想すべきである。

これは現在の独占的電力供給あり方から地域自給を基本とした新たなエネルギー供給のあり方が構想されるべきであり、それは研究されるべき課題である。

既得権益を擁護するのではなく、既に拓かれた未来へと進むべきである。それは未来に不良資産を残すことを避けることになるだろう。